

こどもを産み育てたい  
こどもがここで育ちたいと思うまち  
～支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ～



2022年上期  
市長と語ろう会  
(地域団体向け)



# 目 次

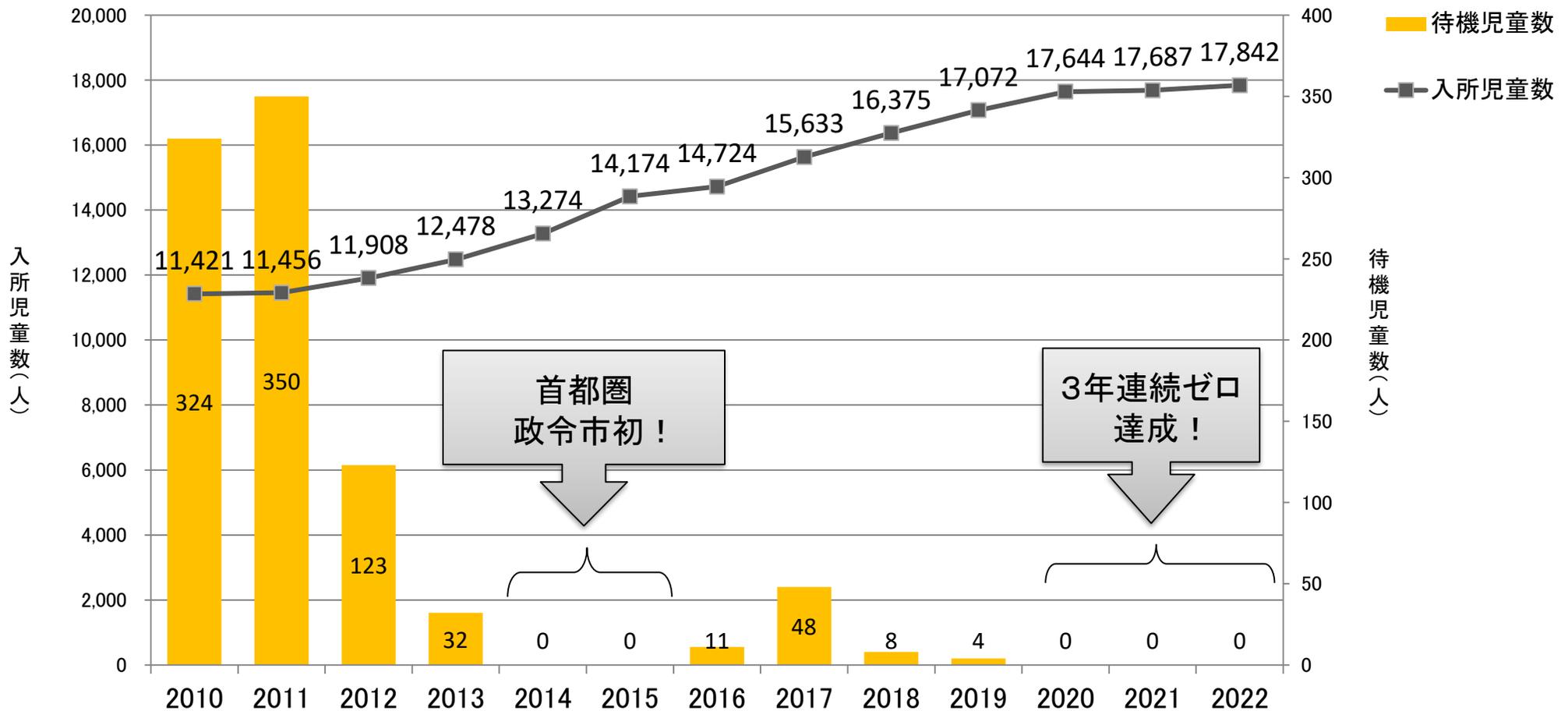
I	こども施策	1
II	教育	13
III	母子保健	17
IV	受動喫煙対策	21
	お知らせサービスのご案内	26

# I こども施策

## 1 待機児童の解消

### (1) 保育所の入所・待機児童数の推移(毎年4月1日現在)

#### 【保育所】



# 1 待機児童の解消

## (2) 保育所等の整備

千葉市こどもプラン(第2期)(計画期間 2020年度～2024年度)に基づき、保育需要の動向を見極めながら施設整備を着実に実施

2021年度は、直近の保育需要の水準に見合った整備量として、209人分の受け皿を整備

### 【保育所等入所者数と保育の受け皿確保の推移】

年度	2020年度	2021年度	2022年度
保育所等入所者数(対前年度)	17,644人(+572)	17,687人(+43)	17,842人(+155)
保育の受け皿確保数	526人	209人	今後検討

### 主な取り組み

- ・認定こども園移行・事業所内保育事業の整備に対する補助
- ・民間保育園整備に係る賃借料を補助（開園前・開園後）
- ・保育士等の宿舍借り上げ費用を補助
- ・保育士の修学資金等を貸付
- ・月額3万円の保育士等の給与改善

# 1 待機児童の解消

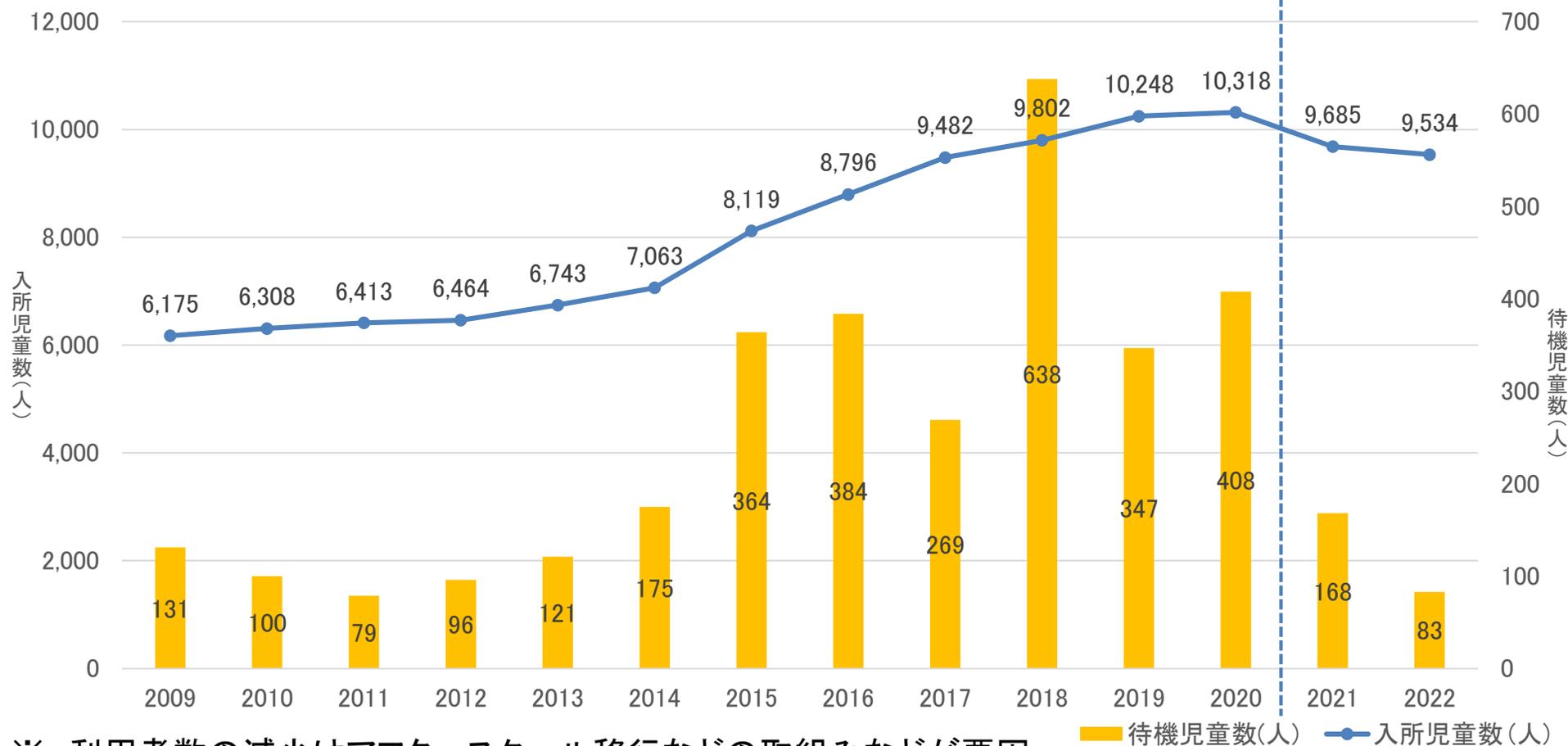
## (3) 子どもルームの入所・待機児童数の推移(毎年4月1日現在)

### ○受入枠の拡充の取組み

積極的な施設整備・・・待機児童増加に伴い緊急3か年アクションプラン(2018～2020年)を実施し受入枠を拡充  
指導員の人材確保・・・公設子どもルームの民間事業者委託など運営の多様化を推進

⇒待機児童数 2018年:638人→2022年:83人

入所児童及び待機児童数の推移



※ 利用者数の減少はアフタースクール移行などの取組みなどが要因

# 1 待機児童の解消

## (4) 子どもルームの整備(放課後児童健全育成事業)

### ○利用者のニーズに対応した運営

#### ①土曜日開所時間の延長

R4 拡

- ・土曜日の利用時間を平日同様とすることで、利便性の向上を図る
- ・開所時間を、8:00～16:30から8:00～19:00(延長利用を含む)に変更

#### ②夏季休業時拡大枠を試験的に実施

R4 新

- ・夏休み期間中のみ利用したいとの要望を踏まえ、待機児童が発生している市内3校で試験的に実施

実施校 ⇒ 院内小(中央区)、みつわ台南小(若葉区)、泉谷小(緑区)

#### ③民間事業者が設置する子どもルームとの連携強化

R4 新

- ・音楽や英語など、様々な特色をもつ民設子どもルームを紹介するリーフレットを新たに作成
- ・公設子どもルームの入所案内に、民設子どもルームの案内を掲載
- 利用促進の取組強化、多様な選択肢の提供

### ○公設子どもルームの運営上の環境改善

- ・児童の安全対策のため、校外ルームの校内移転を検討
- ・モニタリング調査、指導員研修、利用者アンケートなどによる質の確保

# 1 待機児童の解消

## (5)アフタースクールの拡充

○子どもルームと放課後子ども教室を一体的に運営する「アフタースクール」では、希望する全ての児童に対し、「安全・安心な居場所」と「学びのきっかけ」を提供している。

年度	経緯	箇所数
2018年度	モデル事業スタート	1校(稲浜小)
2019年度	モデル事業を各区1校に拡充	6校
2020年度	本格実施に移行し6校拡充	12校
2021年度	6校拡充	18校
2022年度	6校拡充	24校
2023年度	10校拡充(予定)	34校

R4 拡

### 【居場所】

保護者の就労状況等にかかわらず、希望する全ての児童が共に過ごすことができる。

### 【学びのきっかけ】

放課後子ども教室に相当する「体験プログラム」に加え、低廉な価格で習い事等に相当する「継続プログラム」を利用することができる。

○利用者からの高い評価等を踏まえ、2023年度は10校を拡充する予定であり、その後もスピード感をもって拡充を進めていく。

○ 子どもルームと同様、土曜日の利用時間を延長(8:00～16:30→8:00～19:00)。

R4 拡

## 2 保育の質の向上

### 保育の質を向上させるための取組み

#### (1) 良好な保育環境の確保

認可保育所等の認可基準について、国を上回る基準を設定

ア 乳児室の面積 (国:1.65㎡/人・市:3.3㎡/人)

イ 1・2歳児担当保育士 (国:6人に1人・市:5人に1人)



#### (2) 保育の質の確保

認可後も、質確保のためにきめ細かな取組みを実施

ア 専任の保育士が定期的に巡回指導

イ 保育士養成三短大と連携し、保育の質向上につながる研修を実施



#### (3) 保育の安全確保

保育中の事故防止と園外活動の安全対策

ア 園内の安全点検、ヒヤリハット事例の共有、職員研修、避難訓練等の実施

イ 車両運転者への注意喚起を目的とする道路区域 (キッズゾーン)を設定 ※1

児童を見守る保育支援者(キッズガード)の配置 ※2 (※1・2 今年度実施予定)

R4 新

#### (4) 保護者及び保育士の負担軽減

公立保育所・認定こども園での使用済紙おむつの廃棄を実施

民間保育園等での使用済紙おむつの処理等に係る費用を助成

## 3 幼児教育の推進（幼児教育と小学校教育の接続の強化）

市内のすべての幼稚園・保育所・認定こども園の子どもたちが、小学校との円滑な接続を意識した質の高い幼児教育を受けられることを目指し、これまでに以下の取組みを実施

### (1) アプローチカリキュラムの作成・普及

＜アプローチカリキュラムとは・・・＞

就学前の子どもたちがスムーズに小学校の生活や学習に適応し、幼児期の学びを小学校の生活や学習に生かせるよう工夫された、5歳児後半のカリキュラム

- ・ カリキュラム作成の手引きを作成し、全園に配付
- ・ カリキュラムの実践をまとめた事例集の作成、発刊や研修の実施
- ・ コーディネーター(千葉大学教育学部)による、園や教職員への直接支援

### (2) 幼稚園、保育園等と小学校との連携・交流活動の普及・定着化

- ・ 幼稚園・保育所等と小学校の子どもを中心とした交流活動の定着化・活性化
- ・ 幼稚園・保育所等と小学校の教職員同士の意見交換、授業・保育参観等、「学び合いの場」の充実

### (3) 家庭と保護者に対する啓発・支援

幼児教育における家庭と保護者の役割、小学校入学に向けた家庭生活での留意点等に関するパンフレットの配布や講演会の開催

# 4 児童虐待防止

## ■児童相談所の体制強化

### 1 専門職員の増員

- ◆児童福祉司、児童心理司などの専門的なスタッフの増員  
児童福祉司数 2017年:24人⇒2021年:48人⇒2022年:58人  
児童心理司数 2017年:12人⇒2021年:19人⇒2022年:22人

### 2 児童相談所の2所化

R4 新

- ◆2022年度「2つの児童相談所」体制スタート（現施設内）
- ◆管轄は3区ずつに分割、より迅速・的確な支援体制へ
- ◆新たな児童相談所の開設（2027年供用開始予定）に向け、新児童相談所基本計画の策定へ

### 3 一時保護体制の強化

- ◆一時保護所の居室を増設、定員増（2020年:37人⇒42人）
- ◆一時保護委託先の増（里親・施設など、より子どもに合った保護体制の確保）

## ■地域での見守り・支援の強化

### ～子ども家庭総合支援拠点の設置～

（2022年度から3か年で全区に設置）

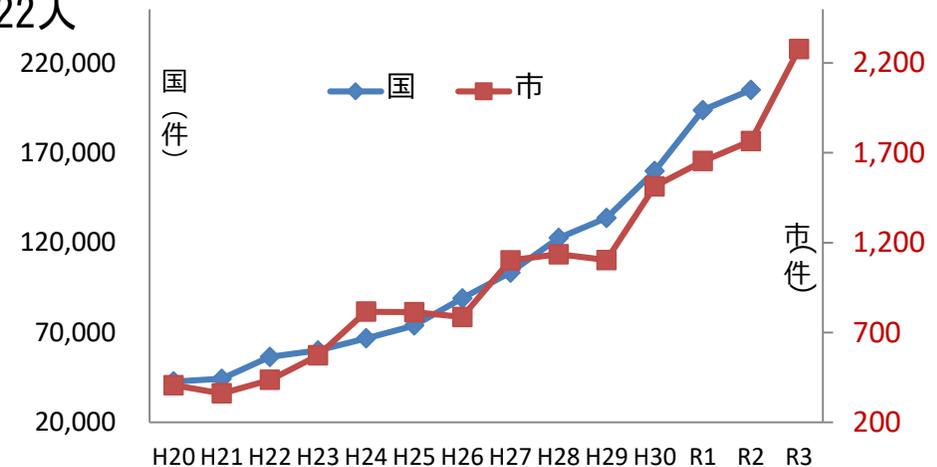
R4 新

- ◆児童虐待の防止や在宅支援の強化が目的
- ◆子どもとその家庭及び妊産婦等が対象
- ◆地域の保育所・学校や医療機関などと福祉サービスを結び付けていく中心機能としての役割



### 《児童虐待の状況》

児童相談所における児童虐待相談対応件数  
市 R3:2,277件（前年度比511件増、29%増）



### 【設置の効果】

- 虐待リスクに応じた支援体制の構築
  - ・児童相談所は緊急対応が必要な案件に特化
  - ・地域に身近な区の支援拠点は、一時保護を必要としない場合など、在宅支援が可能な家庭に対応
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化
  - 要保護児童の支援方針を決定する会議回数を大幅に増やし、保育所・学校や医療機関などとの連携を強化

## 5 里親制度の推進

社会的養護を要する児童の家庭養育のため、里親制度を推進する

### ◆ NPOとの協働による里親制度の推進

里親候補者のリクルートから子どもの養育の支援など、包括的な支援を事業者に委託して実施(2022年度:心理訪問支援員1人を追加)

### ◆ 里親をきめ細やかに支援する施策の実施(2022年～)

- ・里親サポーター制度(育児・家事支援、学習支援のヘルパー等を派遣)
- ・里親委託前養育等支援(マッチング期間中の生活費、研修参加交通費の助成)
- ・里子に起因する事故等に対応する賠償責任保険へ、市が一括加入

R4 新

R4 新

R4 新

### ◆ 新生児委託の推進

予期せぬ妊娠を把握し、新生児委託につなげる仕組みづくり

#### 里親等委託率の推移

区分	2017	2018	2019	2020	2021
里親登録者数	75組	86組	86組	92組	98組
要保護児童数合計 a(b+c+d)	167人	176人	163人	168人	170人
里親委託児童数 b	39人	38人	42人	39人	42人
ファミリーホーム児童数 c	10人	15人	14人	23人	23人
児童養護施設・乳児院 d	118人	123人	107人	106人	105人
里親等委託率 (b+c)/a	29.3%	30.1%	34.4%	36.9%	38.2%

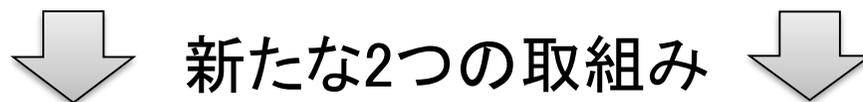
※各年度末数値

## 6 子どもの貧困対策

### 〇こども未来応援プラン(子どもの貧困対策推進計画)の策定(2017.3)

本市の貧困世帯の児童は13人に1人。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現に向け、子どもの貧困対策を推進するために策定

- ・市の子どもの貧困対策に関する事業を体系的に整理
- ・貧困世帯の児童の進学率や勉強時間を全児童平均に近づけることが目標



#### ① 子どもナビゲーターの配置

R4 拡

(配置済み: 稲毛区、中央区、若葉区、花見川区 今年度配置予定: 緑区 2022.10~)

- ・生活習慣に課題のある児童と、課題のない児童との間に学力の格差  
⇒ 基本的な生活習慣の改善を働きかけるとともに、必要に応じて教育センター、児童家庭支援センター、学習支援事業など適切な支援機関につなげる

#### ② ひとり親家庭への学習塾費や習い事費用などの助成(2019.8~)

R4 拡

- ・経済的理由で学習塾などに通えない子どもたちのために、民間の学習塾や習い事などに使えるクーポンを交付
- ・生活保護世帯又は児童扶養手当全部支給世帯の小学5・6年生が対象

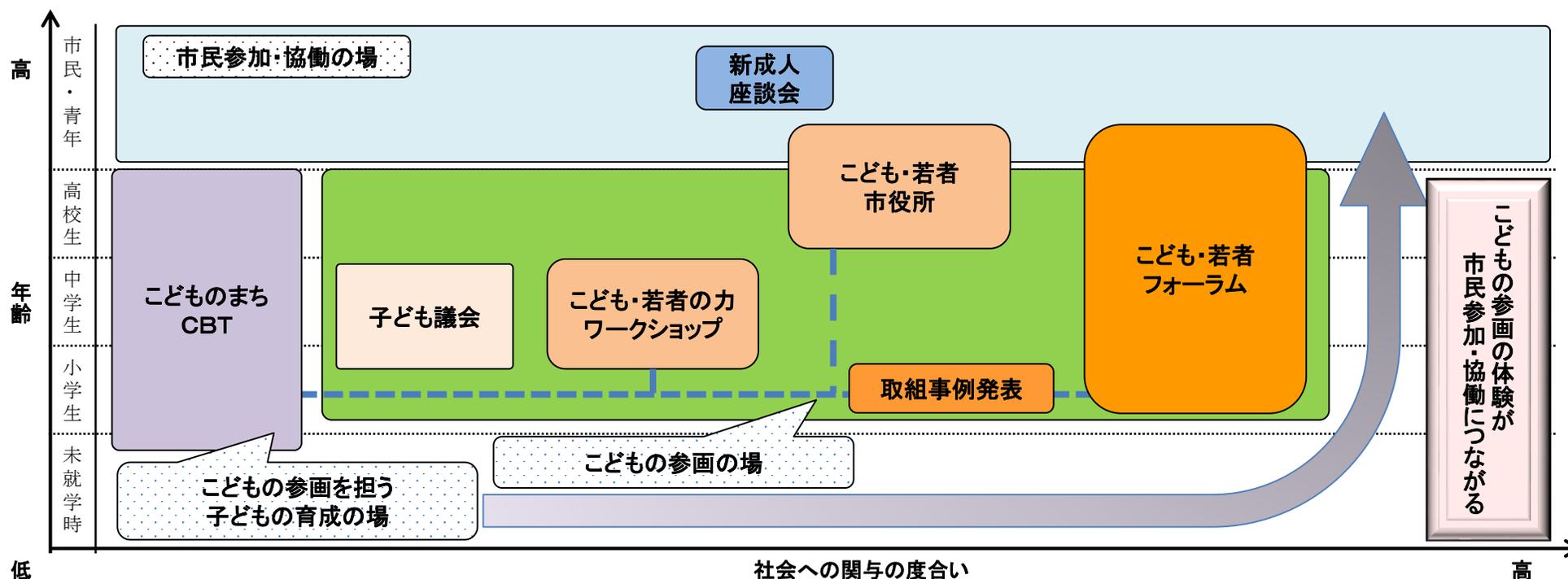
# 7 こどもの参画推進

## ○こどもの参画とは

子どもたちが市民としての自覚や責任を持ち、自分たちの「まち」の課題を見つけ出し、それを解決するためにまちづくりに参画していくこと。

## ○子どもの発達段階に応じたモデル事業の実施

幼少期から青年に至るまでの子どもの発達段階に応じ、社会への関与の度合いの異なるプログラムを用意し、参加体験を通じて、市民参加・協働を担う自立した市民への成長を促す。



# ○モデル事業の取組内容

## 【こどものまちCBT】



小学生～高校生が企画・運営する“まち”での仕事や遊びを通じて疑似社会を体験

## 【こども・若者のカワーキングショップ】



子どもを取り巻く課題を専門家とともに考え、意見を提言にまとめ市政やまちづくりに反映

## 【こども・若者市役所】



こども・若者の意見が市政に反映され、こども・若者が主体的に活動する仕組みとして組織

## 【こども・若者フォーラム】



こどもの参画の取組みを発信  
参加団体のこども・若者により取組事例を発表

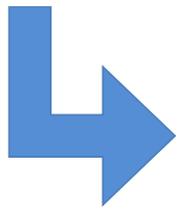
## Ⅱ 教育

### 1 児童生徒の支援の充実①

#### ○スクールカウンセラー活用

##### 【現状】

- ・2020年度から、全市立学校にスクールカウンセラーを配置している
- ・小学校と特別支援学校の相談件数が増加している  
→主な相談内容:「不登校」「性格・身体」「対人関係」「家庭の問題」など



いじめや不登校等に対応するカウンセラーの配置時間等の拡充

(小学校:年間37週→**40週**)

**R4 拡**

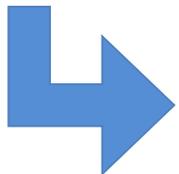
(教育支援センター ライトポート花見川に新規配置 年間280時間)

(統括スーパーバイザー:年間340時間→**380時間**)

**R4 拡**

#### ○スクールソーシャルワーカー活用

福祉機関や保健・医療機関等と連携し、学校や家庭を支援する



スクールソーシャルワーカーの人員拡充 (2021年度10人→**12人**)

(花見川中学校 新規配置) (教育センターへ増員配置)

**R4 拡**

# 1 児童生徒の支援の充実②

## ○スクールメディカルサポーターの派遣

### 【目的】

市立小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、**医療的ケアを行う看護師(8人)**を派遣する。

### 【派遣について】

医療的ケアの内容に応じて、スクールメディカルサポーターと訪問看護ステーションを併用しながらスクールメディカルサポート事業を進めている。

# 1 児童生徒の支援の充実③

## ○フリースクールとの連携

- ・フリースクールとの連携を強化し、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援の充実を図る。
- ・不登校児童生徒の個々の状況に応じた学習支援を実現できるフリースクールに事業委託する。
- ・不登校児童生徒の学習支援等に必要な経費の一部を補助する。

## ○今後の不登校児童生徒対策

### ① 教育支援センター「ライトポート」の機能拡充

R4 拡

小学生専用の教室を3か所開設(2022年度)。2023年度に全6か所に開設予定。

### ② スクールカウンセラーの機能強化

### ③ 教育センターの相談機能の拡充

### ④ 児童支援員やギガタブ(一人1台端末)を使った登校支援

### ⑤ 教職員への啓発と研修の充実

### ⑥ フリースクール等との連携強化

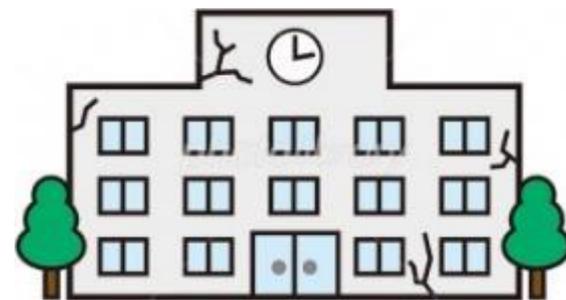
## 2 小中学校の施設整備の状況

### (1) トイレの環境整備

- ・子どもたちの利便性の向上を図るため、2024年度末の完了を目指し、トイレの洋式化や床のドライ化の改修を進める。

### (2) 老朽化対策

- ・本市の学校施設の約80%が築30年以上経過し、老朽化が進行。
- ・2016年度から、計画的な保全を本格的に開始  
(大規模改造、外壁、屋上防水、各種改修等)



### (3) エアコン設置

- ・小中学校の普通教室は2020年5月に設置完了。
- ・特別教室は2021年11月に設置完了。



R4 拡

### (4) 防犯対策

- ・学校敷地内や施設内への不審者の侵入被害を抑止することを目的に、防犯カメラを設置。
- ・2021年度までに110校設置済。2027年度末までに全小中学校、特別支援学校設置完了予定。

# Ⅲ 母子保健

## 1 こどもを産み育てるためのサービス

母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)

※ 各区の保健福祉センター健康課内に開設

### サービス内容

妊娠・出産・子育てに関する相談に対応。

妊娠届出時に、面接・相談を行い、応援プランを作成。

妊娠後期に面接を実施。産後ケア事業の登録申請を受付。

### 相談員

母子健康包括支援相談員(保健師又は助産師)

相談員数 13人 (2022年度現在)

### 利用できる方

妊産婦並びに乳幼児及びその保護者。



### ねらい

妊娠・出産に対する不安の軽減

産後うつ予防(産後ケア事業の紹介など)

# 母子健康包括支援センター (子育て世代包括支援センター)

・全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要な支援を切れ目なく提供。



1人で育児するのは大変

妊娠したけどお金が無い

子どもがずっと泣いてる



## 2 産後ケア事業

育児不安の軽減、産後うつ予防、安心して子育てできる支援体制の確保など、家庭訪問や、医療機関・助産所でのデイケアや宿泊を通じて、**助産師等の看護職による**心身のケアや育児指導などを行う。

【対象】 育児などに不安があり、サポートが必要な産後4か月までの母子  
(37週未満で出生された場合、出産予定日から起算して4か月まで)

【内容】 授乳方法の指導、乳房ケア・お母さんの休息、  
産婦の健康管理、沐浴・抱き方等の育児方法の実技指導など

R4 拡

【種類】 宿泊型・訪問型 **※2022年度から日帰り型を開始**

【利用料金】 サービス利用金額の2割(減免あり)

【課題】 対象年齢の拡充 (1歳まで)



### 3 不妊対策事業

#### ○不妊専門相談センター

医師、助産師、保健師が、不妊・不育症の医学的な相談やこころの悩みについて、面接や電話にて個別相談に応じる。

【開催】 面接相談 年15回（夜間相談を2020.4から開始）

電話相談 月4回

日常生活で自分たちでできる  
ことって、あるのかしら？

どんな検査や治療が  
あるんだろう？

このまま治療を  
つづけてて  
大丈夫かな？

#### ○特定不妊治療費が保険適用へ【制度内容】 特定不妊治療費助成（採卵を伴う治療 最大30万円）

2021年度まで、高額な特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受ける夫婦に対して、一部費用を助成していたが、2022年4月1日から不妊治療が保険適用となったため、この事業は廃止した。

ただし、治療開始が2022年3月31日以前で、2022年4月1日以降に終了した「1回の治療」については、2023年3月31日まで1回分の治療費助成を受けることができる。

## IV 受動喫煙対策

たばこの煙には、約5,300種類の化学物質(内約70種類は発がん性物質)が含まれるほか、ニコチン、タール、一酸化炭素、アンモニアなども含まれる。喫煙による年間の死亡者数は、推計約13万人。



たばこの先から出る副流煙には、喫煙者が吸う主流煙より多く有害物質が含まれており、受動喫煙を受けると脳卒中、肺がんなどの病気のリスクが確実に高まることが科学的に明らかになっている。受動喫煙による年間の死亡者数は、推計約1万5千人で、交通事故による死亡者数(約2,600人)を大きく上回っている。

受動喫煙を受ける人は、受けない人と比べて病気になるリスクは何倍くらい？

脳卒中

1.3倍

虚血性心疾患

1.2倍

肺がん

1.3倍

乳幼児突然死症候群(SIDS)

4.7倍

# 1 健康増進法



【基本的な考え方】「望まない受動喫煙」をなくす



- 1 複数の方が利用する施設は**原則屋内禁煙**
- 2 **20歳未満**の方は喫煙場所に**立入禁止**
- 3 屋内での喫煙には**喫煙室の設置が必要**
- 4 喫煙室には**標識掲示が義務付け**

《経過措置》

例外的に飲食しながら喫煙  
できる飲食店



- 資本金 **5千万円** 以下
- 客席の広さ **100m<sup>2</sup>** 以下

**2020年4月1日以前から  
営業している小さな飲食店**

## 2 千葉市受動喫煙の防止に関する条例

### より実効性のある受動喫煙対策

#### ○千葉市独自の規制は3つ

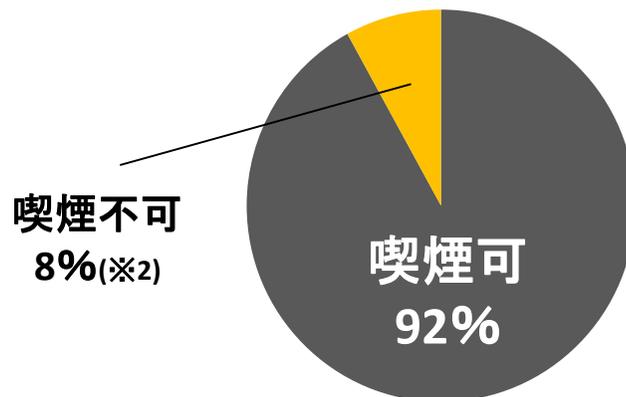
- ① 行政機関の庁舎は敷地内禁煙【努力義務】
- ② **既存の小規模飲食店であっても、従業員がいる場合は喫煙不可【罰則あり】※**  
(キャバレーやナイトクラブは当面の間、努力義務)
- ③ 保護者は受動喫煙から未成年者を保護【努力義務】

#### ※喫煙不可となる市内飲食店イメージ(※1)

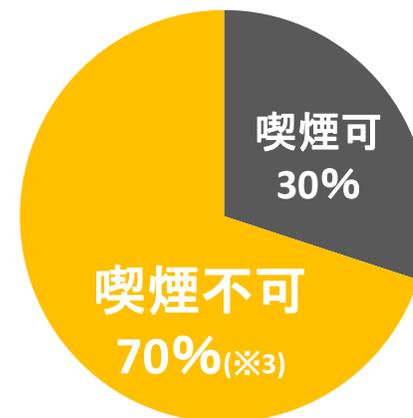
施行前の健康増進法  
(~2020年3月31日)



施行後の健康増進法  
(2020年4月1日~)



市条例をプラス  
(2020年4月1日~)



※1 2017年度 飲食店の受動喫煙調査から推計

※2 客席面積100㎡超の店舗の割合

※3 客席面積100㎡超店舗と100㎡以下で従業員がいる店舗の割合(風俗営業法に該当する施設を除くと約66%)

### 3 千葉市の主な取組み①

#### ○施設・事業所巡回

受動喫煙対策推進員6名を雇用し、市内の施設・事業所を巡回訪問することにより、制度の周知・啓発及び相談・指導を実施

#### ○受動喫煙SOS情報受付窓口システムの運用

LINE等を利用して、広く市民から法令違反施設の情報収集を行い、適切な是正指導を実施

#### ➤取組みの効果(市民アンケート結果)

★飲食店やパチンコ店等の遊技施設での受動喫煙被害が大きく改善！

区分/年度	2017	2020	増減
飲食店	70.1%	44.1%	-26.0%
遊技施設	68.3%	50.6%	-17.7%

★職場での受動喫煙被害は、市外より市内の職場の方が低い！

2020年度		市内	市外	差
職場	屋内	9.2%	14.7%	-5.5%
	屋外	23.8%	38.4%	-14.6%

### 3 千葉市の主な取り組み②

#### ○尿中コチニン値測定(2019~2021年)・公表

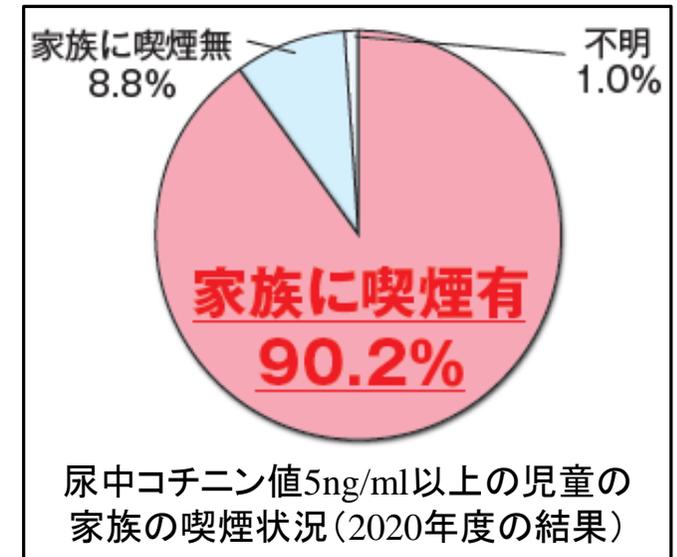
子どもの受動喫煙状況の可視化のため、若葉・花見川区の小学校4年生の尿中コチニン値を測定し、公表

#### ○禁煙外来治療費助成

R4 拡

＜対 象＞千葉市に住民登録があり、保険が適用される禁煙外来治療を受ける方

＜助成額＞禁煙外来治療費の自己負担合計額  
(上限:1万円)



#### [今後の取り組み]

- ①施設・事業所巡回を継続して実施、さらに、人が多く集まる駅周辺の飲食店の巡回訪問を実施
- ②受動喫煙に係る広報誌を配布し、たばこに対し健康的な行動をとるよう啓発
- ③子どもの受動喫煙状況を示す資料を作成し、市内の小中学校に配布することにより、保護者に子どもを守る意識を喚起

# お知らせサービスのご案内

子育てに関わる健康診査や子育て支援関連手続を通知し、受給漏れなどを防止

## あなたが使える制度 お知らせサービス ~For You~

### 皆さんが利用できる行政サービスをLINEでお知らせ!!

「あなたが使える制度お知らせサービス」(略称:ForYou)は、各種手当の受給や健康診査などの利用について、市民の皆様が自ら検索や問い合わせを行う負担を軽減するため、市が保有する住民情報を活用し、各制度の受給対象となる可能性のある方に対し、LINEのメッセージにより個別にお知らせすることで、受給漏れなどの防止を図るサービスです。

For You (Friendly Online Reminder service of Your Own Useful information)  
あなたに有益な情報をお届けする、寄り添ったオンラインのリマインドサービス



あなたが利用できる可能性のある手当や忘れがちな健康診査等の制度をLINEによりお知らせします。

検索の時間をゼロに!

必要な人に必要な支援を!

#### ◆申込方法

千葉市公式LINEアカウントのメニューのうち、「お知らせサービス」のアイコンをタップし、サービス利用に必要な「登録番号」を申請してください。詳細は裏面をお読みください。  
(友だち追加されていない方は、友だち追加からお願いします。)



お問い合わせ 総務局情報経営部業務改革推進課 情報化推進班  
TEL.043-245-5112 e-mail:gyomukaikaku.GEI@city.chiba.lg.jp

詳しくはHPをご確認ください。 [千葉市](#) [あなたが使える制度お知らせサービス](#) [検索](#)

### 申込手順

お申込みする場合には、必ず利用規約をお読みください。

#### 1 千葉市公式LINEアカウントを友だち追加

千葉市公式LINEアカウントを友だち追加します。  
(既に友だち追加されている方は不要です。)

#### 2 登録番号申請

- ①千葉市公式LINEアカウントに表示されるメニューのうち、「お知らせサービス」のアイコンをタップします。
- ②表示される画面から「登録番号申請」をタップします。
- ③必要事項を入力し、登録番号を申請します。

#### 3 千葉市から登録番号をご自宅へ郵送

申請者の住所へ登録番号を郵送します。

#### 4 登録番号を千葉市公式LINEアカウントから登録

郵送された登録番号を千葉市公式LINEアカウントから登録します。  
併せて、お知らせを受け取りたい制度等も登録します。

### 通知する対象制度

健康診査や子育て支援関連手続を中心に23制度が対象です。  
【対象制度一覧(令和3年1月時点)】

制度名	制度名
1 乳児一般健康診査	13 産後ケア事業
2 特定健康診査	14 心身障害児福祉手当
3 健康診査	15 特別児童扶養手当
4 肺がん・大腸がん検診	16 児童扶養手当*
5 前立腺がん検診	17 ひとり親家庭等医療費助成*
6 骨粗しょう症検診	18 JR定期乗車券の割引制度
7 歯周病検診	19 家庭生活支援員の派遣*
8 胃がんリスク検査(ピロリ菌検査)	20 母子・父子・寡婦福祉資金*
9 水痘(水ぼうそう)予防接種	21 水道料金の減免*
10 麻しん・風しん予防接種	22 下水道使用料の減免*
11 二種混合(ジフテリア・破傷風)予防接種	23 子育て世帯を支援するための市営住宅期間付き入居*
12 高齢者肺炎球菌予防接種	

\*お知らせを希望する方は、「住民税の所得情報等」の利用について、本人同意が必要となります。